

振り込め詐欺救済法に基づいて平成 22 年度中に実施した公告について

1. 機構における公告の実施状況の公表について

預金保険機構においては、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）」（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づいて、振り込め詐欺被害者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的として、被害回復分配金の支払手続等に係る公告業務を平成 20 年 7 月から開始しました。

振り込め詐欺救済法では、年に少なくとも 1 回、公告の実施状況について公表することを求めており（法第 37 条第 2 項）、今般、平成 22 年度中の公告について実施状況の取りまとめを行ったものです。

なお、振り込め詐欺救済法に基づく公告は、機構の「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページを利用して行われており（法第 27 条）、原則として各月 2 回公告を実施しているほか、同時に、主要な公告について、公告した総件数、総金額等の概要についても公表しております。

問い合わせ先 財務部・振込詐欺被害回復業務課 TEL03-3212-6076
--

2. 平成 22 年度に実施した主要 3 公告について

振り込め詐欺救済法においては、多岐にわたる公告が規定されていますが、救済手続の基幹を構成する主要な公告の状況は、以下のとおりです。

(1) 対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告

この公告は、金融機関が犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに、当該預金口座に係る預金等債権を消滅（失権）させるための手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法第 5 条第 1 項）。

この公告では、口座名義人が権利行使の届出等を行うために原則として 60 日の期間を設け、当該期間内に届出等が行われない場合には、預金等債権は消滅（失権）します。

22 年度に機構が実施した預金等債権消滅手続開始公告は、公告回数 24 回（21 年度 23 回）、口座数 28,923 件（同 44,086 件）、預金等債権の額 1,780 百万円（同 1,966 百万円）となっています。

この公告により失権した口座については、次の手続として当該預金口座の権利が失権したことを明らかにするため預金等債権消滅公告が行われ、その後、原則として下記（2）の預金口座に残った債権を分配するための手続に移行します。他方、債権消滅公告に掲載された債権額が千円未満の口座については、被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告がなされ（法第 8 条第 3 項）、機構に納付されます（法第 19 条）。22 年度に機構が実施した被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告（千円未満の口座）は、公告回数 23 回（21 年度 23 回）、口座数 15,569 件（同 46,610 件）、債権額は 7 百万円（同 21 百万円）となっています。

(2) 消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告

この公告は、預金等債権が消滅したものについて、被害者への分配金を支払うための手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法第 11 条第 1 項）。

この公告では、被害者が支払申請を行うために原則として 60 日¹の期間を設けています。また、金融機関は、支払申請期間経過後、申請人が分配金の支払を受けることができる者であるか否かの決定など所定の手続を経て、分配金の支払を行います。

22 年度に機構が実施した被害回復分配金支払手続開始公告は、公告回数 23 回（21 年度 23 回）、口座数 12,019 件（同 24,428 件）、債権額 1,402 百万円（同 2,758 百万円）となっています。

¹ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の被災地域にお住まいの被害者の方々に配慮するため、平成 23 年 4 月 1 日以降に実施する公告については、当面の間、90 日の申請期間を設けています。

(3) 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告

この公告は、支払手続が終了した場合の手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法第 18 条第 2 項）。

この公告では、個々の口座情報は公告対象とされず、支払手続を終えた消滅預金等債権の総額、このうち被害者に対して支払われた総額及び残額である機構への納付予定総額が掲載されます（規則第 31 条）。

22 年度に機構が実施した支払手続終了公告は、消滅預金等債権の総額 2,591 百万円(21 年度 5,047 百万円)、被害者への支払総額 1,503 百万円(同 2,190 百万円)、機構への納付予定額 1,088 百万円(同 2,856 百万円)となっています（法第 19 条）。

なお、支払手続終了公告を終えたもののうち被害者に支払が行われなかったもの及び千円未満のため被害者へ分配金の支払が行われたい旨の公告を実施したものについては、3 ヶ月毎に金融機関から機構に納付されます。平成 23 年 3 月 31 日時点の納付金残高は 4,405 百万円となっており、22 年 12 月公告分まで納付済です。また、納付金については他の資金と混同することがないように、機構では納付金専用の口座を設けて分別して管理しています。

表 1 平成 22 年度中の主な公告の実施状況

○ 対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告 (24 回)	
金融機関数	375 先
口座数	28,923 件
対象預金等債権の額	1,780,767,850 円
○ 消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告 (23 回)	
金融機関数	272 先
口座数	12,019 件
消滅預金等債権の額	1,402,377,332 円
○ 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告 (25 回)	
金融機関数	264 先
消滅預金等債権の額	2,591,963,185 円
支払該当決定を受けた者に対する支払額の総額	1,503,871,701 円
法第十九条の規定による預金保険機構への納付予定額	1,088,091,484 円
(参考) 平成 23 年 3 月 31 日時点の納付金残高	4,405,680,937 円 (納付金に係る利息 1,514,327 円を含む)
(注) 「口座数」、「債権の額」は、各公告回数合計。「金融機関数」は、各公告回数合計ではなく純計。	

表2 平成22年度中の主な公告の各回の実施状況

○ 対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告

	金融 機関数	口座数 (件)	対象預金等債権 の額 (円)	内 千円未満の口座	
				口座数 (件)	対象預金等債権 の額 (円)
第1回 (平成22年4月1日)	77	1,074	46,162,043	609	273,437
第2回 (平成22年4月16日)	73	924	54,536,766	551	270,663
第3回 (平成22年5月6日)	77	1,153	78,809,160	592	281,806
第4回 (平成22年5月17日)	69	774	44,319,339	371	168,127
第5回 (平成22年6月1日)	78	1,417	91,352,372	776	349,565
第6回 (平成22年6月16日)	74	1,511	91,327,795	940	384,331
第7回 (平成22年7月1日)	77	1,016	41,429,748	555	263,558
第8回 (平成22年7月16日)	76	1,321	76,198,572	717	324,350
第9回 (平成22年8月2日)	87	966	72,141,135	543	262,569
第10回 (平成22年8月16日)	71	672	32,650,558	397	198,160
第11回 (平成22年9月1日)	78	1,431	107,572,849	765	352,418
第12回 (平成22年9月16日)	83	970	58,743,350	514	245,644
第13回 (平成22年10月1日)	84	1,403	98,615,367	806	379,274
第14回 (平成22年10月18日)	70	1,221	65,858,984	686	294,684
第15回 (平成22年11月1日)	74	1,424	87,383,425	813	368,325
第16回 (平成22年11月16日)	80	1,133	84,758,403	589	251,815
第17回 (平成22年12月1日)	76	1,270	86,857,884	729	334,516
第18回 (平成22年12月16日)	94	1,041	105,679,220	544	249,203
第19回 (平成23年1月4日)	109	1,366	75,463,282	737	338,437
第20回 (平成23年1月17日)	91	990	78,277,727	489	224,552
第21回 (平成23年2月1日)	107	1,272	71,905,913	682	322,652
第22回 (平成23年2月16日)	77	1,306	70,853,816	773	383,881
第23回 (平成23年3月1日)	87	1,491	88,197,245	925	436,979
第24回 (平成23年3月16日)	91	1,777	71,672,897	1,136	534,458
合計	(延べ) 1,960	28,923	1,780,767,850	16,239	7,493,404
(参考) 21年度合計	(延べ) 1,963	44,086	1,966,125,581	25,290	11,776,780

○ 消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告

	金融 機関数	口座数 (件)	消滅預金等債権 の額 (円)
第1回 (平成22年4月16日)	71	854	90,820,467
第2回 (平成22年5月6日)	58	701	72,038,759
第3回 (平成22年5月17日)	55	485	55,836,287
第4回 (平成22年6月1日)	47	526	45,017,715
第5回 (平成22年6月16日)	53	369	36,447,988
第6回 (平成22年7月1日)	59	534	54,229,595
第7回 (平成22年7月16日)	51	373	53,271,338
第8回 (平成22年8月2日)	55	553	74,100,435
第9回 (平成22年8月16日)	54	382	41,279,594
第10回 (平成22年9月1日)	55	619	76,949,842
第11回 (平成22年9月16日)	50	566	82,497,689
第12回 (平成22年10月1日)	52	485	38,781,459
第13回 (平成22年10月18日)	52	583	69,224,347
第14回 (平成22年11月1日)	57	407	65,435,895
第15回 (平成22年11月16日)	47	275	32,293,312
第16回 (平成22年12月1日)	57	640	67,147,560
第17回 (平成22年12月16日)	51	423	47,141,514
第18回 (平成23年1月4日)	63	592	59,399,971
第19回 (平成23年1月17日)	47	524	60,576,759
第20回 (平成23年2月1日)	55	589	69,972,673
第21回 (平成23年2月16日)	56	533	61,891,313
第22回 (平成23年3月1日)	49	534	78,561,335
第23回 (平成23年3月16日)	62	472	69,461,485
合計	(延べ) 1,256	12,019	1,402,377,332
(参考) 21年度合計	(延べ) 1,552	24,428	2,758,574,768

² 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地域にお住まいの被害者の方々に配慮するため、これらの公告の中には、一旦手続きを終了させた後、再度支払手続が開始された旨等の公告を実施することにより、事実上、申請期間の延長が行われている口座があります。

○ 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告

	金融 機関数	消滅預金等債権 の額 (円)	支払該当者決定 を受けた者に対 する支払額の総 額 (円)	法第十九条の規 定による預金保 険機構への納付 予定額 (円)
(平成22年4月1日)	47	222,137,977	86,578,636	135,559,341
(平成22年4月16日)	50	190,020,048	109,884,062	80,135,986
(平成22年5月6日)	36	309,061,366	211,857,006	97,204,360
(平成22年5月17日)	26	19,909,682	12,049,099	7,860,583
(平成22年6月1日)	61	44,747,184	26,492,033	18,255,151
(平成22年6月16日)	38	239,098,563	169,578,577	69,519,986
(平成22年7月1日)	34	32,798,347	14,760,463	18,037,884
(平成22年7月16日)	38	484,425,455	134,149,476	350,275,979
(平成22年7月26日)	1	1,016	0	1,016
(平成22年8月2日)	42	95,022,645	76,746,035	18,276,610
(平成22年8月16日)	36	85,069,714	53,256,647	31,813,067
(平成22年9月1日)	42	26,798,016	14,980,535	11,817,481
(平成22年9月16日)	39	25,829,871	18,045,345	7,784,526
(平成22年10月1日)	46	61,383,225	41,217,184	20,166,041
(平成22年10月18日)	42	111,936,462	87,432,715	24,503,747
(平成22年11月1日)	32	38,007,449	28,321,591	9,685,858
(平成22年11月16日)	39	69,661,907	43,110,961	26,550,946
(平成22年12月1日)	37	99,652,853	81,099,247	18,553,606
(平成22年12月16日)	51	94,621,629	60,210,393	34,411,236
(平成23年1月4日)	40	33,648,179	21,199,235	12,448,944
(平成23年1月17日)	32	30,694,475	17,815,384	12,879,091
(平成23年2月1日)	47	56,701,560	37,828,612	18,872,948
(平成23年2月16日)	42	49,038,626	31,359,143	17,679,483
(平成23年3月1日)	40	92,805,815	65,447,074	27,358,741
(平成23年3月16日)	52	78,891,121	60,452,248	18,438,873
合計	(延べ) 990	2,591,963,185	1,503,871,701	1,088,091,484
(参考) 21年度合計	(延べ) 1,307	5,047,671,388	2,190,957,908	2,856,713,480

3. 主要3公告を含めた公告全体の実施状況

振り込め詐欺救済法においては、上記のほかにも、被害者への財産的被害の迅速な回復等に資するため多岐にわたる公告が規定されており、機構が22年度に実施した公告の状況は、以下のとおりです。

表3 平成22年度中の公告全体の実施状況

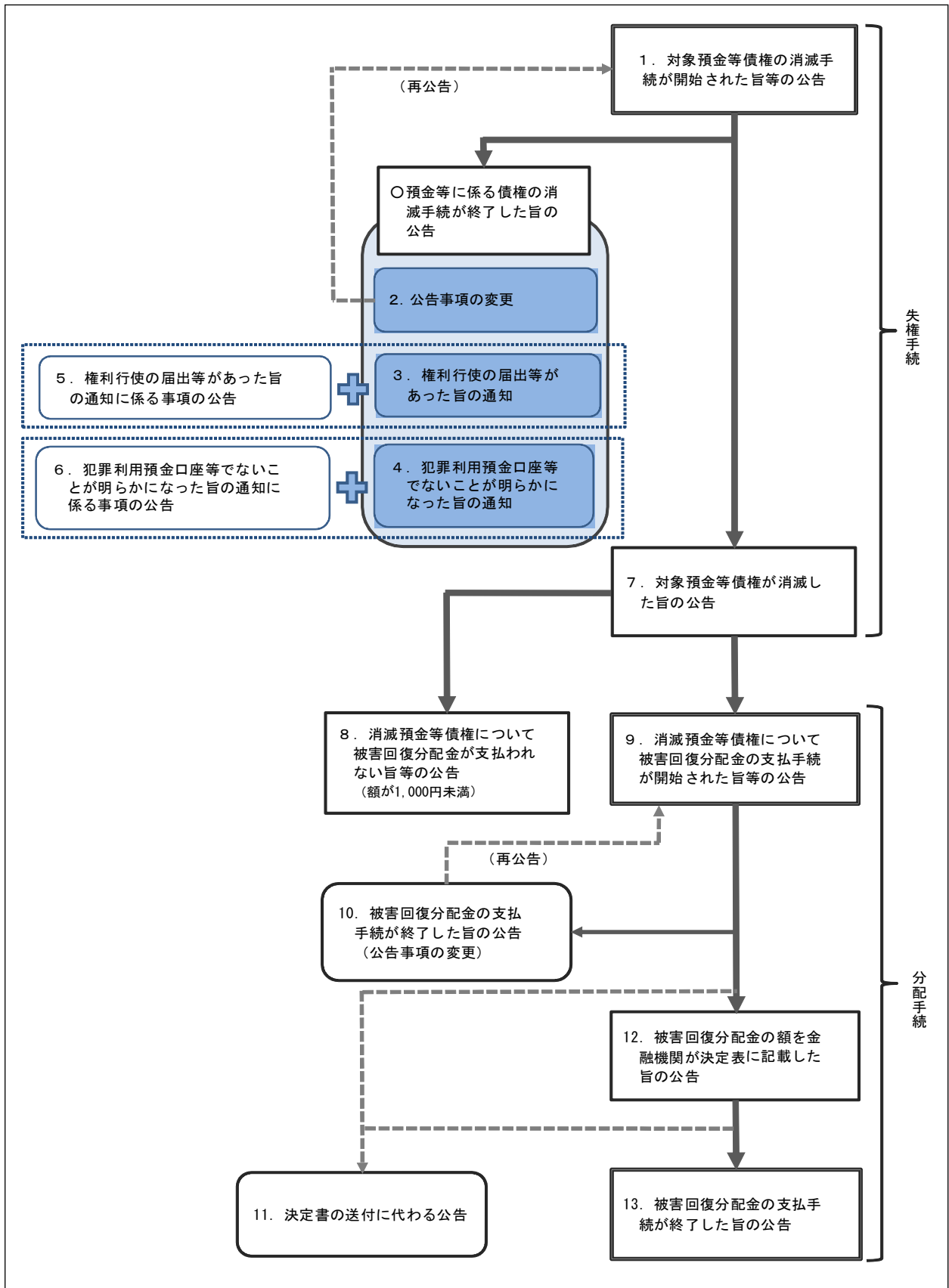
No.	公告文題名	回数	金融機関数	口座数 (件)	債権の額 (円)
1	対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	24	375	28,923	1,780,767,850
2	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告（公告事項の変更）	55	35	131	7,888,152
3	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告（権利行使の届出等があった旨の通知）	58	33	107	159,663,961
4	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告（犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知）	27	9	52	10,479,324
5	権利行使の届出等があった旨の通知に係る事項の公告	58	33	107	159,664,203
6	犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知に係る事項の公告	27	9	52	10,479,325
7	対象預金等債権が消滅した旨等の公告	24	347	29,233	1,527,516,475
8	消滅預金等債権について被害回復分配金が支払われない旨等の公告（額が1,000円未満）	23	301	15,569	7,163,663
9	消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	23	272	12,019	1,402,377,332
10	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告（公告事項の変更）	31	75	1,999	230,139,795
11	決定書の送付に代わる公告	1	1	13	858,275
12	被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨の公告	24	181	34,580	4,004,261,157
13	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告	25	264	—	2,591,963,185

(注) 「口座数」、「債権の額」は、各公告回数の合計。「金融機関数」は、各公告回数の合計ではなく純計。

表4 公告の内容および公告対象情報等

No.	公告文題名	公告の内容	公告対象情報	根拠規定 (法：法律、規：施行規則)
1	対象預金等債権の消滅 手続が開始された旨等 の公告	口座名義人の権利（＝預 金等債権）を消滅させる ための手続を開始するも の	金融機関名・口座番号・口 座名義・対象預金等債権の 額・権利行使の届出方法お よび期間（原則60日）等	〔法第5条第1項〕
2	預金等に係る債権の消 滅手続が終了した旨の 公告（公告事項の変更）	1.の公告について、内容 に変更があり預金等債権 を消滅させるための手続 を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	〔規第9条第2項〕
3	預金等に係る債権の消 滅手続が終了した旨の 公告（権利行使の届出等 があった旨の通知）	1.の公告について、権利 行使の届出等があり預金 等債権を消滅させるため の手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	〔法第6条第3項〕
4	預金等に係る債権の消 滅手続が終了した旨の 公告（犯罪利用預金口座 等でないことが明らか になった旨の通知）	1.の公告について、犯罪 利用預金口座等でないこ とが明らかになり預金等 債権を消滅させるための 手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	〔法第6条第3項〕
5	権利行使の届出等があ った旨の通知に係る事 項の公告	3.の公告について、公 告対象情報を公告するも の	金融機関名・口座番号・口 座名義・対象預金等債権の 額・終了の理由等	〔規第10条第2項〕
6	犯罪利用預金口座等で ないことが明らかにな った旨の通知に係る事 項の公告	4.の公告について、公 告対象情報を公告するも の	金融機関名・口座番号・口 座名義・対象預金等債権の 額・終了の理由等	〔規第10条第2項〕
7	対象預金等債権が消滅 した旨等の公告	1.の公告について、権利 行使の届出等がないため 預金等債権が消滅するも の	金融機関名・口座番号・口 座名義・消滅預金等債権の 額・債権が消滅した日等	〔法第7条・規第11 条第2項〕
8	消滅預金等債権につい て被害回復分配金が支 払われない旨等の公告 （額が1,000円未満）	消滅した預金等債権の額 が1,000円未満であるた め被害者への支払いが行 われないもの	金融機関名	〔法第8条第3項〕
9	消滅預金等債権につい て被害回復分配金の支 払手続が開始された旨 等の公告	消滅した預金等債権を被 害者に支払うための手続 を開始するもの	金融機関名・口座番号・口 座名義・消滅預金等債権の 額・支払申請の方法および 期間（原則60日）等	〔法第11条第1項〕
10	被害回復分配金の支払 手続が終了した旨の公 告（公告事項の変更）	9.の公告について、内容 に変更があり被害回復分 配金を支払うための手続 を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	〔規第16条第2項〕
11	決定書の送付に代わる 公告	支払該当者の決定書を申 請人に送付することがで きない旨を公告するもの	金融機関名・口座番号・口 座名義・消滅預金等債権の 額	〔規第24条第1 項・第4項〕
12	被害回復分配金の額を 金融機関が決定表に記 載した旨の公告	被害者へ支払う分配額を 決定し、決定表を作成し たことを公告するもの	金融機関名・口座番号・口 座名義・消滅預金等債権の 額・7.の公告日等	〔法第16条第4 項・規第28条第2 項〕
13	被害回復分配金の支払 手続が終了した旨の公 告	被害者への分配金の支払 いが終了したことを公告 するもの	金融機関名・消滅預金等債 権の額・被害者への支払総 額・預金保険機構への納付 予定額等	〔法第18条第2 項・規第31条第2 項〕

図1 公告の流れ



4. 公告の利用状況

(1) 閲覧件数等

22年度における「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページへのアクセス件数は、約36万件（21年度約36万件）となっています。

また、犯罪被害者あるいは口座名義人等の方々からの相談・問い合わせは、770件（21年度875件）となっています。相談・問い合わせの内容で多いものは、被害者救済の仕組みがどのようになっているのかといった質問、被害者がとるべき手続に関する質問、および公告の見方やホームページ上の口座検索の方法に関する質問等となっています。

表5 アクセス件数 (単位:件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(参考) 21年度
28,550	28,575	28,710	29,754	27,308	32,854	36,599	32,055	31,404	30,907	30,597	32,261	369,574	(368,397)

表6 問い合わせ件数 (単位:件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(参考) 21年度
80	54	53	51	38	102	69	86	53	64	74	46	770	(875)

(2) 利用金融機関

対象金融機関は、銀行（ゆうちょ銀行、外国銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及びこれらの連合会とされています（法第2条第1項）。預金保険制度の対象外の農漁協や外国銀行が含まれているため、預金保険制度の対象金融機関数（591先）に比べ幅広い金融機関がこの制度の対象となっています。

22年度中にこの制度を利用した金融機関は、預金業務を取り扱っている金融機関1,439先（23年4月1日時点）のうち405先（法施行後の利用先数568先）となっています。

図2 対象金融機関と利用状況

	銀行	信用金庫	労働金庫	信用組合	農林中央金庫・農漁協	商工組合中央金庫
対象先	202	272	14	159	791	1
法施行後の利用先 (内22年度)	133 (130)	241 (173)	10 (9)	74 (30)	109 (62)	1 (1)

(注) 水産加工業協同組合は対象金融機関であるが、預金業務の取り扱いがないため、上記表では割愛している。

5. 公告事務の概要

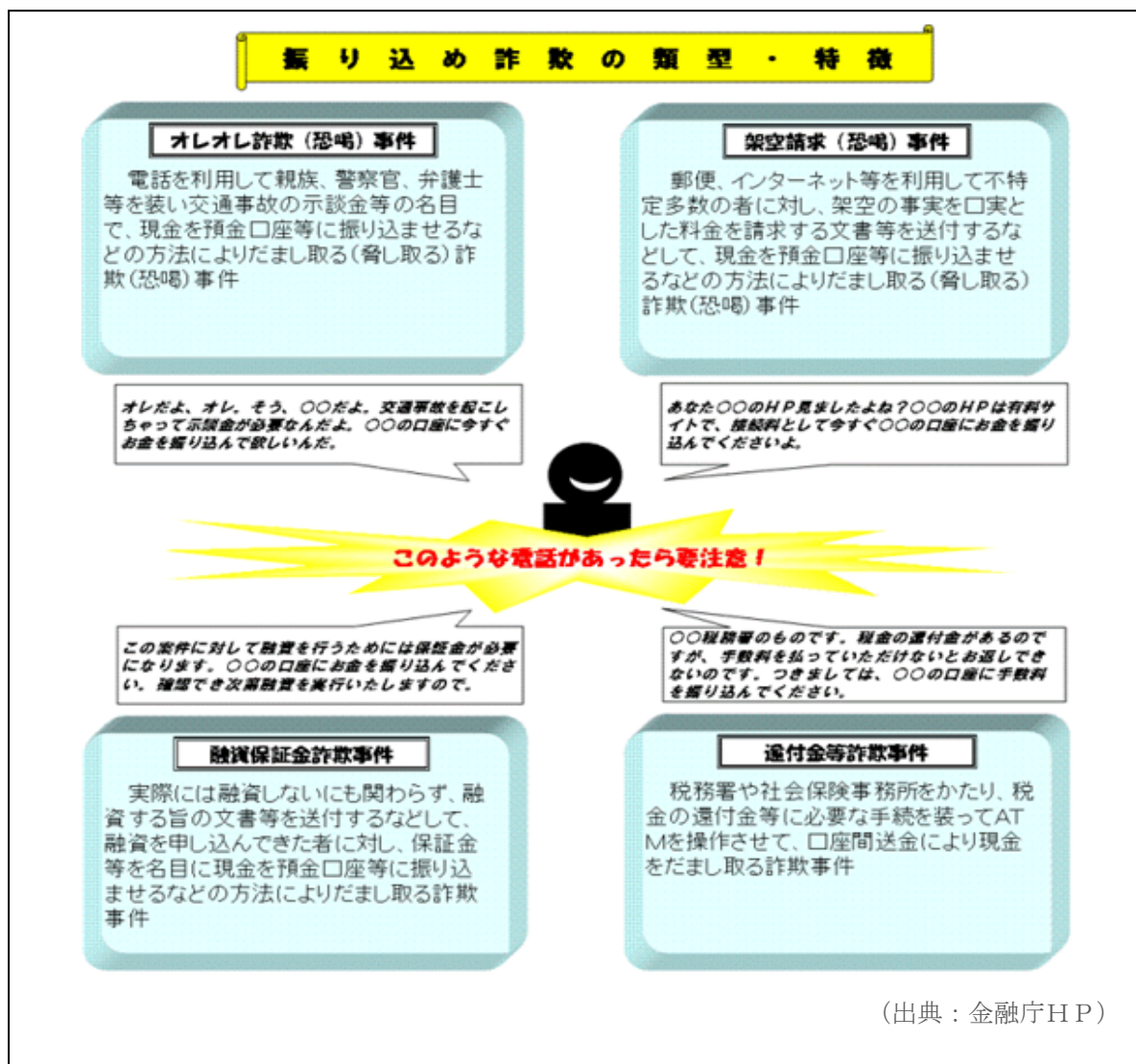
(1) 振り込め詐欺救済法の趣旨

振り込め詐欺救済法は、預金口座等への振り込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払のため、預金に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復に資することを目的としています。

一般的に対象となる犯罪行為としては、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺のほか、ヤミ金融や未公開株式購入に係る詐欺等が該当します。

被害に遭われた方は、この法律に定める手続を経て、失権した振込口座の残高を上限として、被害回復分配金の支払を受ける方法により、被害回復を受けることが可能です。

図3 振り込め詐欺事件の種類・特徴



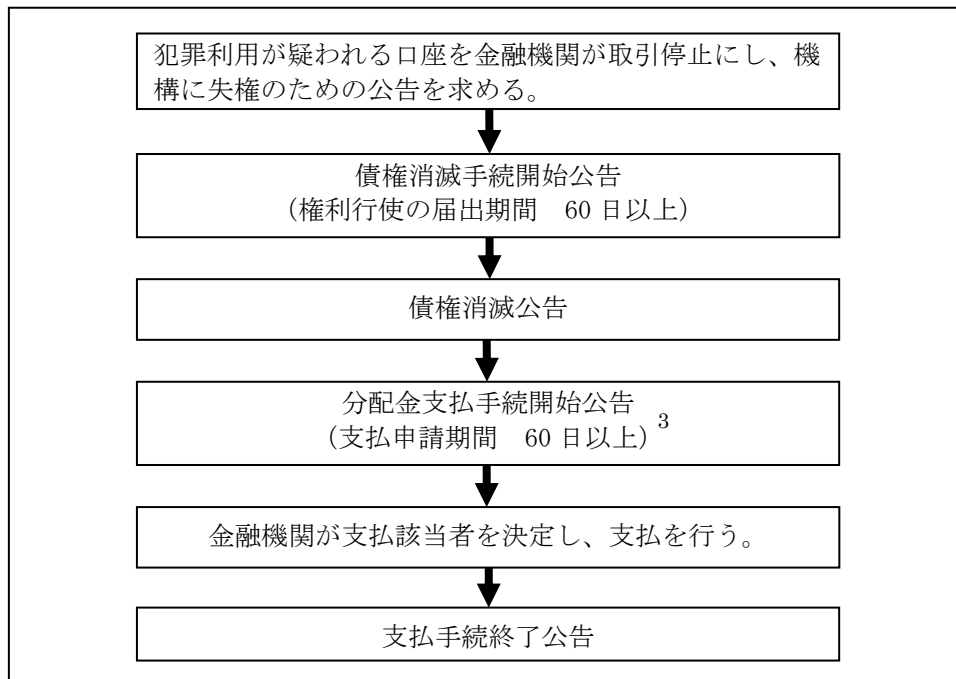
(2) 公告手続の流れ

金融機関は、犯罪利用預金口座等であると疑うに足る相当な理由があると認めるときは、その預金口座について取引停止等の措置を実施のうえ、預金保険機構に対し、債権消滅手続開始公告を求めることとされています（法第3条、法第4条）。

公告手続は大きく分けて、債権消滅のための手続と分配金支払のための手続となります。分配を受けるまでの公告手続に要する期間としては、債権消滅のための権利行使の届出期間は60日以上、その後、債権消滅公告を経て、分配金支払のための支払申請期間として30日以上とされています（法第5条第2項、法第11条第2項）。実際の手続きでは、権利行使の届出期間及び支払申請期間ともに60日以上³で取り扱っています。この後、金融機関において、申請人が分配金の支払を受けられる者であるか否か等の決定を行った後、支払が行われます。

被害者の方への支払については、消滅預金等債権の額に、金融機関が認定した被害者の被害額の総額に対する割合を乗じたもの（ただし、被害額が上限）となります。分配金支払後に残余金があるときは、金融機関は、その残余金を機構に納付します。納付された残余金は、一定割合を預金口座の名義人等の救済のための支払に充て、その残りを犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされています（法第20条第1項）。

図4 手続の流れ



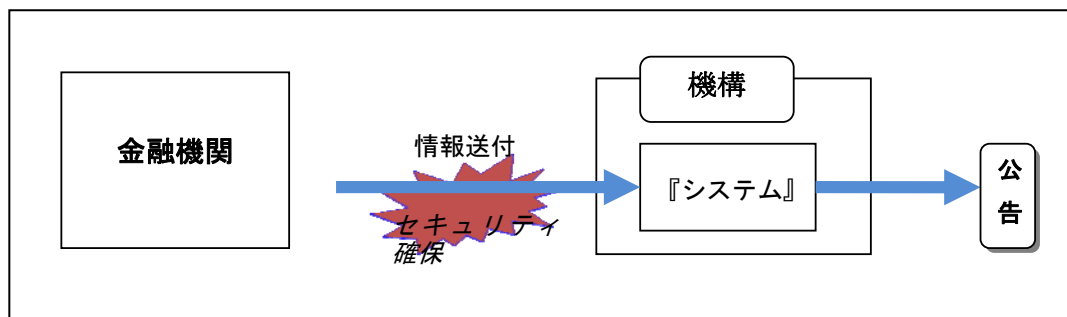
³ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災地域にお住まいの被害者の方々に配慮するため、平成23年4月1日以降に行う分配金支払手続開始公告については、当面の間、90日の支払申請期間を設けています。

(3) 公告に係るシステムの概要

振り込め詐欺救済法に基づく公告に関する情報は、金融機関から電磁的方法により送付されます（法第 34 条）。送付された情報は、機構が保有するシステムの中で、所定の事項が記載されているか等の形式上のチェック等の処理が行われ、一定期間ごとに「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページにおいて公告されます。

この電磁的方法は、インターネットを利用したデータ送信によるものであるため、SSL 方式（Secure Socket Layer。インターネット上でのクレジットカード取引時などに利用されているセキュリティを確保した通信方式。）や電子認証を用いる等、データ改ざん防止等の方策を万全に講じています。

図 5 システムの概要



また、送付されたデータの形式上のチェックの結果について、機構は必要に応じて、金融機関にその補正を求めることができます（法第 5 条第 3 項、法第 11 条第 3 項）。

(4) 金融機関から預金保険機構に納付される金銭の仕組み・用途

ア 納付される金銭の仕組み

金融機関は、預金等債権が消滅手続を経た後に、預金等債権残高（預金口座残高）が千円未満であるときはその債権額を、また、分配金支払手続完了後に被害者に分配されない預金等債権額が残っているときは残額について、預金保険機構に納付することとされており（法第19条）、原則として各四半期分が翌期に納付されます。

イ 納付される金銭の用途

納付金は、主務省令で定めるところにより、「口座名義人等の権利救済」のために必要な留保を行ったうえで、「犯罪被害者等の支援の充実」のために支出することとなっています（法第20条）。

(ア) 口座名義人等の権利救済

振り込め詐欺救済法では、口座の名義人等の事後的な救済のために、口座名義人等が期間内に金融機関に対して権利行使の届出を行わなかったことやむを得ない事情や口座への主要な入金の原因について必要な説明が行われたこと等により、当該口座が犯罪利用預金口座等でないことについて相当な理由があると認められる場合には、残高相当額を金融機関に対して請求することができるとされています。また、上記やむを得ない事情等について必要な説明を行った場合において、被害財産以外の財産により当該口座へ入金が行われているときは、残高から被害財産相当額を控除した額の支払を請求することができるとされています（法第25条第1項、同条第2項）。

金融機関は、上記各請求に関して口座名義人等への支払を行おうとする場合に、預金保険機構にその旨を通知した後、手続の実施に関して過失がないと思料するとき等は、口座名義人等へ支払った額の相当額を預金保険機構に対して請求することができるとされています（法第25条第3項、同条第4項）。

預金保険機構がこれまでに口座名義人等の事後的な救済のために支払った実績は、1件の11,418円となっています。

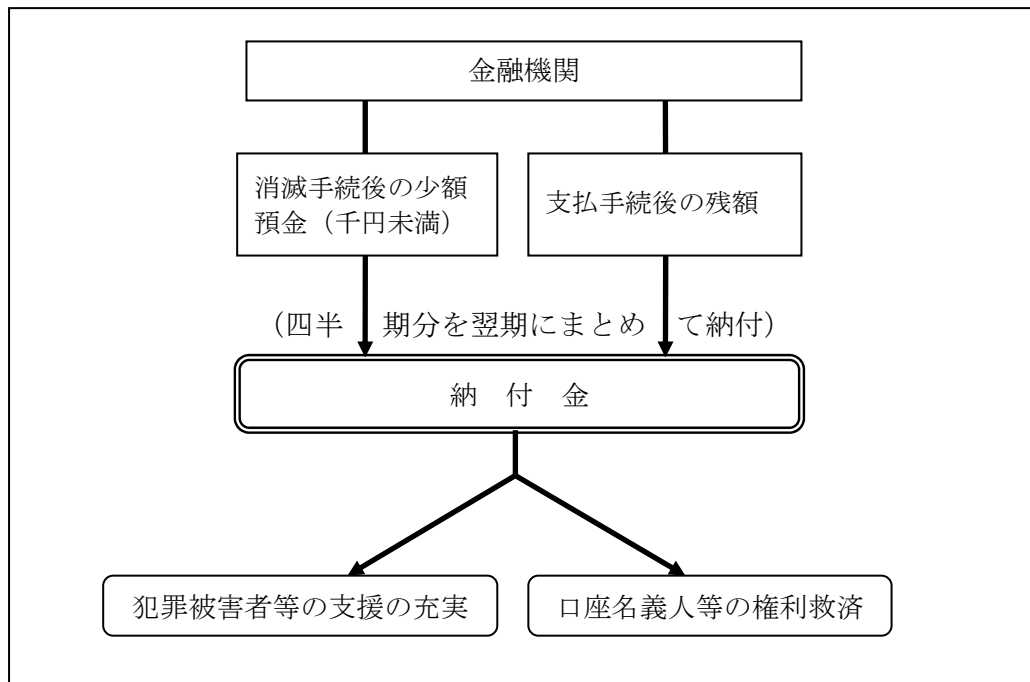
(イ) 犯罪被害者等の支援の充実のための支出

納付金は、前述の口座名義人等の権利救済のための支出のほか、犯罪被害者等の支援の充実のために支出するとされていますが、具体的な用途については、金融庁において昨年9月に設置された、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」にて検討が行われています。

ウ 納付金の管理

金融機関からの納付金については、他の資金と混同することがないよう、機構では納付金専用の口座を設けて分別して管理しており、表1（3頁）のとおり、平成23年3月31日時点の残高は、4,405百万円となっています。

図6 納付金の仕組み



(5) 手数料の徴収及び借入金の流れ

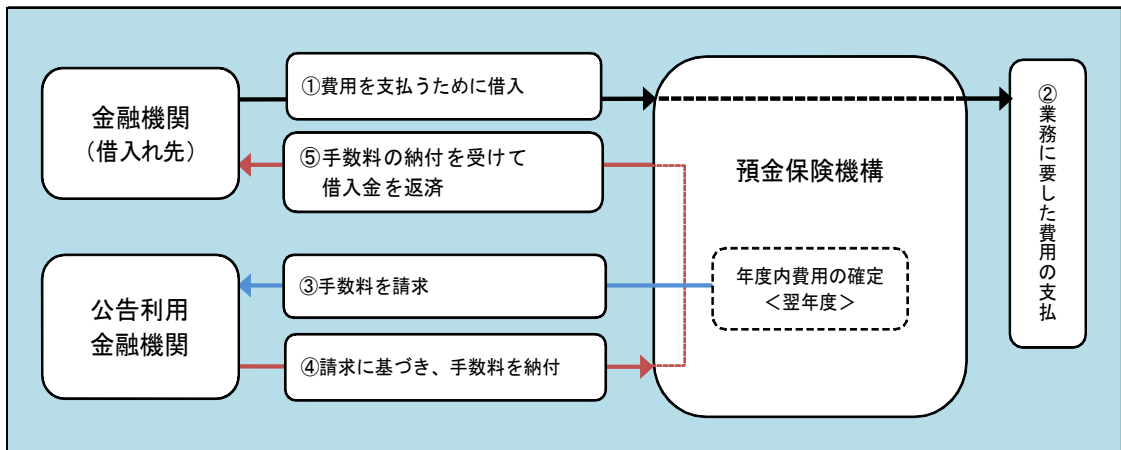
機構は、システム経費、人件費等の公告業務に要する費用について、運営委員会の議決を経て定める手数料を、公告を利用した金融機関から徴収します（法第30条）。

この手数料は金融機関から翌年度8月に徴収することになるため、その間の運営は借入金によって行われ、借入金は金融機関から手数料を徴収後返済されます（図7）。

平成21年度の運営費用（196百万円）に係る手数料は、22年8月に金融機関から徴収（手数料率は、預金等債権の消滅手続開始公告及び被害回復分配金の支払手続開始公告について1件2,864円）しました。

また、平成22年度の運営費用（最終的な金額は未定）は、現在、借入金で支払われています（23年3月31日時点の借入金残高170百万円）。

図7 手数料及び借入金の流れ



以上